

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	労働者協同組合法施行令案
規制の名称	労働者協同組合が行うことができない事業
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課
評価実施時期	令和4年4月
規制の目的、内容及び必要性	<p>○労働者協同組合法(令和2年法律第78号(議員立法)。以下「法」という。)については「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事すること」を目的としている。</p> <p>○当該目的を踏まえ、法第7条第2項において、労働者協同組合(以下「組合」という。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。)第2条第3号に掲げる労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして、政令で定める事業を行うことができない旨を規定している。</p> <p>○法第7条第2項を受け、労働者協同組合法施行令案(以下「政令案」という。)第1条において、組合がその目的に照らして行うことができない事業は、派遣法第2条第3号に掲げる労働者派遣事業と規定している。</p> <p>○これは、労働者派遣事業が、他者の事業において他者の指揮命令を受けて労働することとなり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業に自らが事業に従事するという労働者協同組合の基本原則と相反する仕組みであるためである。</p> <p>○仮に当該措置を講じない場合には、法の趣旨に反する組合の存在を許容することとなり、法の目的を達成できないおそれがある。</p>
直接的な費用の把握	○遵守費用は発生しないものの、行政費用として、国及び都道府県において制度を周知するための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	○本規制を導入することにより、法の目的の達成が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	○本規制については、経済活動を制約するものではないので、副次的及び波及的な影響は生じない。
費用と効果(便益)の把握	○政令案の導入により、国及び都道府県に制度の周知のための費用が発生するものの、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業に自らが事業に従事するという法の目的を達成されるようになるため、本規制については増加する費用を上回る便益を得られるものとする。
代替案との比較	<p>○代替案として、組合がその目的に照らして行うことができない事業として労働者派遣事業を努力義務とする場合、同事業を行う組合が存在する可能性がある。</p> <p>○その結果、法の基本原則に反する組合が存在し、法の規定が形骸化することとなるため、規制を新設することが望ましい。</p>

その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	○法施行後5年を目途として、法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ○施行令案についても、当該検討等を踏まえ、必要な措置を講ずることとなる